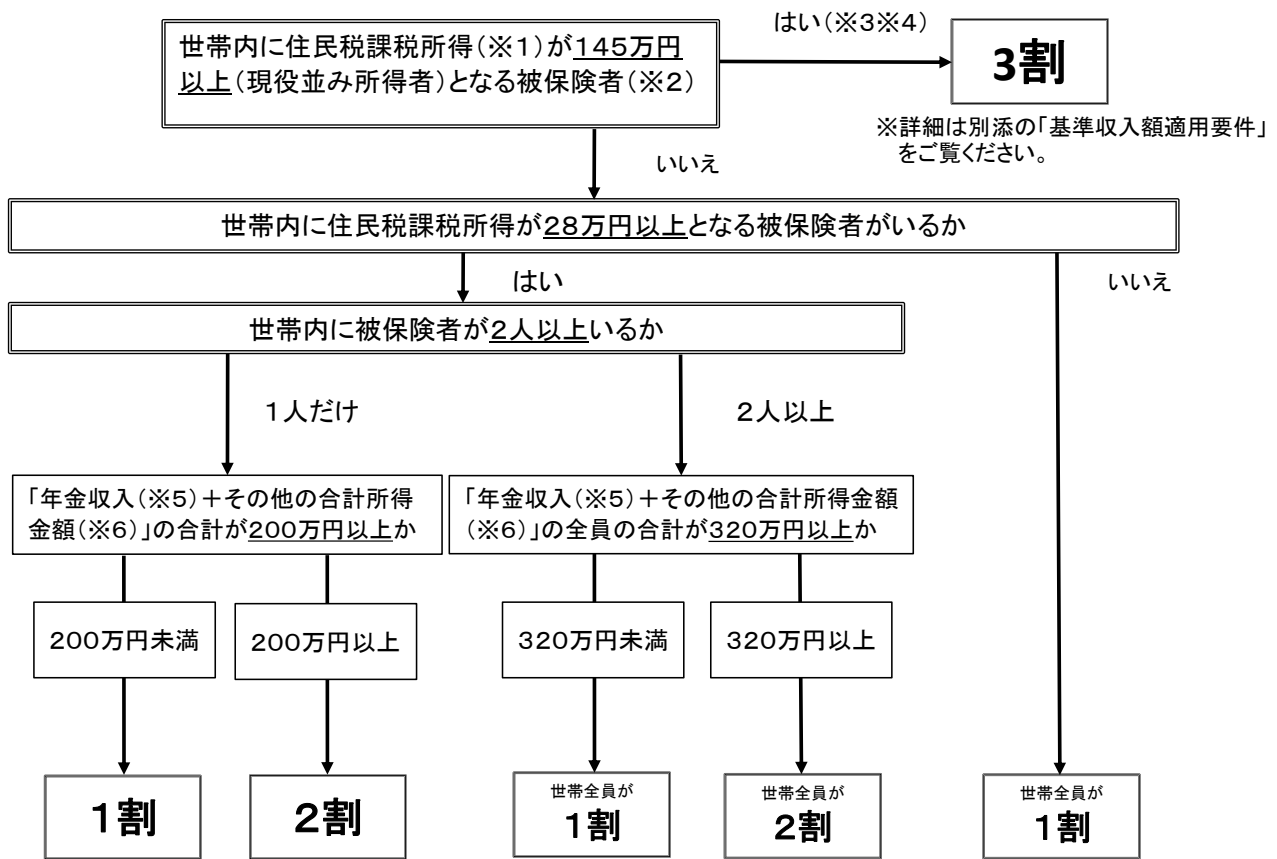


窓口負担が2割負担となる所得基準の考え方について



(※1)「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(収入から、給与所得控除や年金所得控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

(※2)この表の被保険者とは、後期高齢者医療被保険者のことです。

(※3)昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者については、課税所得145万円以上であっても、「総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いいえ」に進みます。

(※4)所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても、後述の「基準収入額適用申請」により現役並み所得者の対象外となり、「いいえ」に進みます。

- ・被保険者が世帯に1人の場合は383万円未満(世帯内に70~74歳の世帯員がいる場合は、全員の収入合計額が520万円未満)
- ・被保険者が世帯に複数の場合は、全員の収入合計額が520万円未満

(※5)「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

(※6)「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

※所得及び世帯構成等の変更があった場合は、改めて負担割合の判定をします。